

国際調査機関 BR	国立産業財産機関 (ブラジル)	附属書 D BR
次の受理官庁を管轄する 国際調査機関	AO, BR, CL, CO, CU, CV, GT, PA, PE, ST, UY	
国際調査機関に支払う手数料：		
調査手数料（PCT規則16） ¹		オンライン 紙形式 ²
	ブラジル・レアル（BRL）	1,685 2,525
	スイス・フラン（CHF）	264 395
	ユーロ（EUR）	280 420
	米国・ドル（USD）	277 415
追加の調査手数料（PCT規則40.2） ³	BRL 1,360（オンライン）	2,040（紙形式） ²
国際調査報告に列記された文献の写し のための手数料（PCT規則44.3） ³	BRL 1.5（オンライン）	2（紙形式） ²
国際出願の一件書類中の文献の写し のための手数料（PCT規則94.1の3）	BRL 1.5（オンライン）	2（紙形式） ²
異議申立手数料（PCT規則40.2(e)） ³	BRL 1,220（オンライン）	1,830（紙形式） ²
遅延提出手数料（PCT規則13の3.1(c)） ³	BRL 180（オンライン）	270（紙形式） ²
調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す 国際調査の開始前にPCT第14条(1),(3)又は(4)の規定により、国際出願が取下げられた又は取下げられたものとみなされた場合：100%払戻し 当該調査機関が先の調査から利益を得る場合、利益の程度に応じて：25%払戻し	
国際調査のために受理する言語	ポルトガル語、英語 ⁴ 又はスペイン語 ⁵	

[次頁に続く]

- この手数料は、受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればそのうち1つ）で受理官庁に支払う。
- 紙形式で行われた国際出願及びPCT関係の書類提出は郵送による場合に限り受理される（2019年11月13日の国立産業財産機関（ブラジル）の決議No. 253/19を参照）。
- この手数料は、特別の事情がある場合のみ国際調査機関に支払う。自然人、中小企業、協同組合、学術機関、非営利組織又は公共機関が国際出願を行った場合には60%減額される。詳細については2019年10月2日の国立産業財産機関（ブラジル）の決議No. 251/19を参照。
- ラテンアメリカ及びカリブ海地域に設立された受理官庁を除く、いずれかの受理官庁に対して行われた国際出願に適用される。
- 受理官庁としての国立産業財産機関（ブラジル）に対して行われた国際出願、又はラテンアメリカ及びカリブ海地域の受理官庁に対して行われた国際出願に適用される。

B R	国立産業財産機関（ブラジル）（続き）	B R
国際出願が、この国際調査機関が既に調査した先の出願から優先権を主張している場合、国際調査機関は先の調査結果に関する非公式コメントを認めるか？	認める。出願人は国立産業財産機関（ブラジル）が作成した、予備見解書と呼ばれる先の調査報告書で提起された拒絶理由を克服するために非公式コメントを提出することができる。このコメントは国際出願に添付して受理官庁に送付すべきであり、その後、この国際調査機関に送付される。	
ヌクレオチド・アミノ酸の配列表の提出用に認められる物理的媒体の種類	配列表全体を印字することができ、それを特定するデータを、単一のCD又はDVDに、単一のテキストファイルで収める	
調査をしないこととしている対象	PCT規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、ブラジルの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	
委任状の提出要件の放棄		
国際調査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	国際調査機関に問合せされたい	
国際調査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	国際調査機関に問合せされたい	